

汚染物質専門調査会における清涼飲料水の規格基準に係る食品健康影響評価の審議経過について

平成 15 年 7 月 1 日

厚生労働省より「食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、同項の食品の基準又は規格として、清涼飲料水の規格基準を改正すること」の諮問

平成 15 年 10 月 10 日 第 1 回汚染物質専門調査会

諮問内容を確認 清涼飲料水に含まれる化学物質 48 項目の食品健康影響評価

平成 15 年 12 月 10 日 第 2 回汚染物質専門調査会

小グループ（安藤委員、千葉委員、広瀬委員、前川委員）で新しい知見を整理した上で、専門調査委員会で審議することを決定。

平成 16 年 3 月 31 日 第 3 回汚染物質専門調査会

塩素酸とジクロロアセトニトリルについて審議

- ・ 耐容摂取量（TDI）設定の際に用いる不確実係数の取り扱い方について、今後、一定のルールが必要とされ、引き続き審議することを決定。
- ・ 調査審議の順序について、知見を収集し終えたもので、ある程度揃ったものから順次着手することを決定。

平成 16 年 5 月 11 日 第 4 回汚染物質専門調査会

塩素と抱水クロラールについて審議

- ・ 耐容摂取量（TDI）設定の際に用いる不確実係数の取り扱い方について、今後、一定のルールが必要とされ、引き続き審議することを決定。

平成 17 年 12 月 2 日 第 11 回汚染物質専門調査会

「汚染物質・化学物質専門調査会合同ワーキンググループの設置について（案）

ー清涼飲料水の規格基準（汚染物質）の改正に係る食品健康影響評価の進め方ー」についての提案・了承。